



内閣感染症
危機管理統括庁

資料 2

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の フォローアップについて

新型インフルエンザ等対策政府行動計画のフォローアップについて

- 政府行動計画は、その実効性を確保するため、実施状況について毎年度定期的なフォローアップを行うこととしている。
- 網羅的に取組状況を把握し、また、特に重要なテーマについては進捗状況を個別に確認するため
 - ① 一覧表による取組状況の把握（p 2 参照）
 - ② 個別のテーマについて推進会議の場で関係省庁等から進捗状況をヒアリング（p 3 参照）を行うこととする。
- その上で、一覧表の取りまとめ結果と、ヒアリングを踏まえた検討・対応状況について、2025年6月頃の推進会議の場で報告し、指摘いただいた事項等を今後の取組に反映させていくこととする。

（今年度のスケジュール）



①一覧表による取組状況の把握

- 一覧表の様式は、旧政府行動計画のフォローアップの様式を参考としつつ、**記載に当たっては、関連する予算の状況等も含め、可能な限り、具体的かつ定量的な記載**となるようにする。
- **取りまとめ結果については、2025年6月頃の推進会議の場で報告**する。
- 一覧表では、**準備期の記載だけでなく、初動期や対応期の記載についても、迅速かつ適切な対応の準備ができているかを確認**する。

(イメージ) 旧政府行動計画

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画における未発生期（新型コロナウイルス感染症への対応発生以前）の関係省庁対応事項の進捗状況について」（令和3年4月30日）より抜粋

(様式1)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画における未発生期の関係省庁対応事項の進捗状況について

※新型コロナウイルス感染症への対応発生以前の対応状況等を調査したものです

※赤字部分が、昨年度のフォローアップ以後に追加した事項

令和2年3月31日調査

番号	担当省庁	頁	主要6項目	内容 (政府行動計画の記載)	②フォローアップ (実施した事項)	③以後の対応方針	記載省庁
39	厚生労働省	33	予防・まん延防止	・国は、都道府県に対し、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう、要請する。(厚生労働省)	・平成24年7月に、「新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会」において、不要な在庫を可能な限り発生させないために考えられる方法を中心に報告書を取りまとめた。 ・平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、ワクチンの供給体制について整理を行った。また、平成26年度厚生労働科学研究において、住民規模の異なるモデル市での新型インフルエンザ等発生時における、住民接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書を作成し平成27年5月に「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き」として公表を行った。 ・平成31年3月29日に住民接種実施要領を策定し、同日、各自治体に通知(健発 0329第39号厚生労働省健康局長通知)した。	・住民接種実施要領の周知及び市町村が策定する実施計画に対して必要な助言等を行う。 ・今後策定する特定接種に関する実施要領においても新型インフルエンザワクチンの流通体制を定める予定。	厚生労働省

②個別テーマのヒアリング

- 政府行動計画の特に重要なテーマを各年度で選定し、関係省庁等から進捗状況をヒアリングする。
- 今年度は、2025年3月から4月の推進会議の場で2回程度ヒアリングを実施し、6月頃の推進会議の場でヒアリングを踏まえた検討・対応状況を報告する。
- 今年度は、早期の整備の必要性の観点から、サーベイランス、DXの推進、医療、検査、ワクチンの5分野をヒアリング対象として選定。

実施時期	対象テーマ	ヒアリング内容の例
令和7年3月頃	サーベイランス	・ARI（急性呼吸器感染症）サーベイランスを含めた感染症サーベイランス体制の現状 ・感染症サーベイランスシステムの現在の活用状況
	DXの推進	・新型インフルエンザ等発生に向けた水際対策、ワクチン、物資、医療提供体制等に係るデジタル・システムの準備状況について
令和7年4月頃	医療	・医療措置協定の締結による平時の準備状況
	検査	・検査措置協定の締結状況を中心とした検査体制の整備等
	ワクチン	・ワクチンの迅速な開発及び供給を可能にする体制の構築状況を中心に、SCARDA（先進的研究開発戦略センター）の取組や、国とSCARDAの連携状況
令和7年6月頃	—	・上記ヒアリングを踏まえた検討・対応状況の確認

政府行動計画や都道府県行動計画のフォローアップに関するお願い事項

1. 政府行動計画のフォローアップに関して

- 新型インフルエンザ等対策**政府行動計画のフォローアップ**については、あくまで関係省庁の取組の進捗状況をフォローアップするものであるため、**統括庁から直接、都道府県の取組の進捗状況を確認する予定はない。**
- ただし、政府行動計画において、関係省庁が都道府県の取組状況を把握することになっているものについて、**関係省庁から都道府県宛に取組状況等に関する照会等があったときには、適宜対応をお願いしたい。**また、政府行動計画において、**都道府県は取組の実施状況を国に報告することになっているものについては、適宜ご対応いただきたい。**

2. 都道府県行動計画のフォローアップに関して

- **都道府県行動計画については、その実効性を担保するため、各都道府県において、取組の進捗状況のフォローアップを実施いただきたい。**（※）詳細については、追ってご連絡させていただく。
- 政府行動計画のフォローアップに関しては、今後、推進会議の場で報告等を行うことを予定しており、そこでの議論については、都道府県にも情報提供させていただくので、都道府県行動計画のフォローアップの実施にあたって、適宜参考にされたい。